

復興施策の事業計画（洋野町）

海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	11 地区海岸
被災した地区海岸数	6 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	6 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日に堤防高を公表[※]。

洋野・久慈北海岸：T.P. 12.0m（対象津波：昭和三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年11月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の詳細計画を策定[※]した。

※ 詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

① 普通河川小山川など^{※1}の町管理区間では、全箇所^{※1}の災害査定を完了し、3箇所^{※1}で

災害復旧事業を実施。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った全3箇所着手し、完了済み。

なお、洋野町の県管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

② 平成23年度における成果

- ・全箇所（3箇所）で災害査定を完了
- ・全箇所（3箇所）で本復旧に着手
- ・全箇所（3箇所）で本復旧を完了

※1 位置図を参照

復興住宅（災害公営住宅）

① 地区名：八木

② 平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。

③ 平成24年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興施策の事業計画（久慈市）

海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	7 地区海岸
被災した地区海岸数	6 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	2 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	6 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日及び10月20日に堤防高を公表[※]。

久慈湾：T.P. 8.0m（対象津波：昭和三陸地震（東日本大震災））

久慈南海岸：T.P. 12.0m（対象津波：昭和三陸地震）

野田湾：T.P. 14.0m（対象津波：昭和三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年11月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、平成23年11月までに復旧する施設の概要計画を策定[※]した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系久慈川水系など^{※1}の県・市管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、2箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った1箇所^{※2}で着手し、完了済み。
- ② 残る1箇所については、平成24年度に設計、地元調整等の施工準備を終え、本復旧に着手し、年度内に本復旧を完了させることを目標とする。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・ 全箇所（2箇所）で災害査定を完了
 - ・ 1箇所^{※2}で本復旧に着手
 - ・ 1箇所^{※2}で本復旧を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・ 1箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全2箇所）。
 - ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 1箇所（累計全2箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画（野田村）

海岸対策

① 海岸の状況

村内の地区海岸数	6 地区海岸
被災した地区海岸数	5 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	5 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日に堤防高を公表[※]。

野田湾：T.P. 14.0m（対象津波：昭和三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定[※]した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

① 2級水系宇部川水系など^{※1}の県・村管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、

4箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った1箇所で着手し、完了済み。

- ② 平成24年度に、新たに3箇所で本復旧に着手予定（累計全4箇所）。
また、平成24年度内に全4で本復旧完了予定。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・全箇所（4箇所）で災害査定を完了
 - ・1箇所で本復旧に着手
 - ・1箇所で本復旧を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・新たに、3箇所で本復旧に着手予定（累計全4箇所）。
 - ・本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで ：3箇所（累計全4箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

下水道

- ① 箇所名：野田浄化センター（※位置図を参照）
- ② 平成23年度における成果
簡易処理（沈殿＋消毒）を実施。
- ③ 平成24年度の成果目標
平成24年8月までに簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：野田
- ② 平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。

- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：米田・南浜地区、城内地区
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：なし
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
実施設計、発注図書作成、準備工、伐開工を含む造成工事、その他一部インフラ工事等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【土地区画整理】

- ① 地区名：城内地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
東日本大震災の大津波で被災した城内地区の一部を土地区画整理事業として事業計画、換地設計、事業管理を行う。

復興施策の事業計画（普代村）

海岸対策

① 海岸の状況

村内の地区海岸数	3 地区海岸
被災した地区海岸数	2 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	2 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日に堤防高を公表[※]。

普代海岸：T.P. 15.5m（対象津波：昭和三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の詳細計画については、平成23年12月に策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の詳細計画を策定[※]した。

※ 詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系普代川水系など^{※1}の県・村管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、3箇所^{※2}で災害復旧事業を実施。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った全箇所着手。うち、2箇所完了。

- ② 残る1箇所については、平成24年出水期（6月頃～）までに本復旧を完了予定。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・全箇所（3箇所）で災害査定を完了
 - ・全箇所（3箇所）で本復旧に着手
 - ・2箇所本復旧を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・本復旧の完了予定は、以下の通り
出水期（6月頃～）まで：1箇所（累計全3箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

土砂災害対策

- ①平成23年8月末までに、村内約80箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施。
- ②最大震度5強を観測した普代村では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年4月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の発生状況を考慮して基準を見直し、平成24年3月に通常基準への引き上げを実施。

復興施策の事業計画（田野畑村）

海岸対策

① 海岸の状況

村内の地区海岸数	4 地区海岸
被災した地区海岸数	3 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	なし
本復旧を実施する地区海岸数	3 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日に堤防高を公表[※]。

田野畑海岸：T.P. 14.3m（対象津波：昭和三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定[※]した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系松前川水系など^{※1}の県・村管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、9箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った3箇所着手。

- ② 平成24年度に、新たに6箇所本復旧に着手予定（累計9箇所）。
また、平成24年出水期（6月頃～）までに1箇所、さらに、平成24年度内に7箇所（累計8箇所）で本復旧完了予定。

本復旧は、海岸堤防の整備計画及び村が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね3年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

- ③ 平成23年度における成果
- ・ 全箇所（9箇所）で災害査定を完了
 - ・ 3箇所本復旧に着手
- ④ 平成24年度の成果目標
- ・ 新たに、6箇所本復旧に着手予定（累計9箇所）。
 - ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
出水期（6月頃～）まで：1箇所
平成24年度末まで：7箇所（累計8箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：羅賀、島越、西和野 他
- ② 平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成24年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興施策の事業計画（岩泉町）

海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	3 地区海岸
被災した地区海岸数	3 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	3 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日に堤防高を公表[※]。

岩泉海岸：T.P. 14.7m（対象津波：昭和三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年11月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年11月までに復旧する施設の概要計画を策定^{※1}した。
- ・1地区海岸において、本復旧工事を着工^{※2}済み。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系小本川水系^{※1}小本川の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、2箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った1箇所^{※2}で着手。
なお、岩泉町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。
- ② 平成24年度に、新たに1箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計2箇所^{※2}）。
また、平成24年度内に全2箇所^{※2}で本復旧完了予定。
- ③ 破堤等の被害が生じていることから、警戒体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、警戒態勢の見直しを実施中。
- ④ 平成23年度における成果
 - ・ 全箇所（2箇所）で災害査定を完了
 - ・ 1箇所^{※2}で本復旧に着手
- ⑤ 平成24年度の成果目標
 - ・ 新たに、1箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計2箇所^{※2}）。
 - ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで ： 全2箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：小本駅周辺、森の越
- ② 平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成24年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興施策の事業計画（宮古市）

海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	17地区海岸
被災した地区海岸数	15地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	2地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	15地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日及び10月20日に堤防高を公表※。

岩泉海岸：T.P. 14.7m（対象津波：昭和三陸地震）

田老海岸：T.P. 14.7m（対象津波：昭和三陸地震）

宮古湾：T.P. 10.4m（対象津波：明治三陸地震）

重茂海岸：T.P. 14.1m（対象津波：明治三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定※した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・13地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系津軽石川水系など^{※1}の県・市管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、33箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い7箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った2箇所^{※2}で着手。
- ② 平成24年度に、新たに25箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計27箇所）。
また、平成24年度内に24箇所^{※2}で本復旧完了予定。
残る箇所についても、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
また、今後津波の遡上^{※2}が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。
- ③ 破堤等の被害が生じていることから、警戒体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、警戒態勢の見直しを実施中。
- ④ 平成23年度における成果
 - ・ 全箇所（33箇所）で災害査定を完了
 - ・ 2箇所^{※2}で本復旧に着手
- ⑤ 平成24年度の成果目標
 - ・ 新たに、25箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計27箇所）。
 - ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 24箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：田老、宮古、重茂 他
- ② 平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に

順次着手していく予定。

- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：田老地区外 9 地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 24 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【土地区画整理】

- ① 地区名：田老地区、野原地区、鍬ヶ崎地区、津軽石・赤前地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 24 年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
都市計画決定に向けた地元合意形成及び関係機関協議を進めるとともに、事業計画案を作成するための測量、地質調査及び計画設計業務を行う。

土砂災害対策

- ① 平成 23 年 8 月末までに、市内約 190 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施。
- ② 最大震度 5 強を観測した宮古市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が

高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の発生状況を考慮して基準を見直し、平成24年3月に通常基準への引き上げを実施。

復興施策の事業計画（山田町）

海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	8 地区海岸
被災した地区海岸数	8 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	3 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	8 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日及び10月20日に堤防高を公表[※]。

重茂海岸：T.P. 14.1m（対象津波：明治三陸地震）

山田海岸：T.P. 9.7m（対象津波：明治三陸地震）

船越湾：T.P. 12.8m（対象津波：明治三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定[※]した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

・全ての被災地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系関口川水系など※¹の県・町管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、7箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い1箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った1箇所^{※2}で着手し、完了済み。

- ② 平成24年度に、新たに5箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計6箇所）。
また、平成24年度内に5箇所（累計6箇所）で本復旧完了予定。

残る箇所についても、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね3年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

また、今後津波の遡上^{※3}が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。

- ③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施中。

- ④ 平成23年度における成果
- ・全箇所（7箇所）で災害査定を完了
 - ・1箇所^{※2}で本復旧に着手
 - ・1箇所^{※2}で本復旧を完了

- ⑤ 平成24年度の成果目標
- ・新たに、5箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計6箇所）。
 - ・本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 5箇所（累計6箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：豊間根、山田
- ② 平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。

- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：織笠地区外 2 地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

土砂災害対策

- ① 平成 23 年 8 月末までに、町内約 250 箇所土砂災害危険箇所の点検を実施し、約 5 箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。)
- ② 最大震度 5 強を観測した山田町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成 23 年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の発生状況を考慮して基準を見直し、平成 24 年 3 月に通常基準への引き上げを実施。

復興施策の事業計画（大槌町）

海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	2 地区海岸
被災した地区海岸数	2 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	2 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	2 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日及び10月20日に堤防高を公表[※]。

船越湾：T.P. 12.8m（対象津波：明治三陸地震）

大槌湾：T.P. 14.5m（対象津波：明治三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年11月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事については、平成24年4月までの工事の着工を目指す。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め平成27年3月の完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年11月までに復旧する施設の概要計画を策定[※]した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・1地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系大槌川水系など^{※1}の県・町管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、14箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じ

て緊急度の高い1箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

- ② 平成24年度に、全14箇所で本復旧に着手予定。
また、平成24年度内に11箇所で本復旧完了予定。
本復旧は、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。(まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。)
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
また、今後津波の遡上が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。
- ③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施中。
- ④ 平成23年度における成果
 - ・全箇所(14箇所)で災害査定を完了
- ⑤ 平成24年度の成果目標
 - ・全14箇所で本復旧に着手予定。
 - ・本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 11箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

下水道

- ① 箇所名：大槌浄化センター（※位置図を参照）
- ② 平成23年度における成果
簡易処理（沈殿＋消毒）を実施。
- ③ 平成24年度の成果目標
平成24年8月までに簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：大ケ口、屋敷前、吉里吉里、大槌 他
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：安渡地区外 3 地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【土地地区画整理】

- ① 地区名：町方地区、安渡地区、赤浜地区、吉里吉里地区、沢山地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
都市計画決定に向けた地元合意形成及び関係機関協議を進めるとともに、事業計画案を作成するための測量、調査設計、地質調査等を実施する。

土砂災害対策

- ①平成23年8月末までに、町内約340箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、2箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ②大槌町（震度欠測）では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の発生状況を考慮して基準を見直し、平成24年3月に通常基準への引き上げを実施。

復興施策の事業計画（釜石市）

海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	20地区海岸
被災した地区海岸数	20地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	6地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	20地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日及び10月20日に堤防高を公表[※]。

大槌湾 : T.P. 14.5m (対象津波: 明治三陸地震)

両石湾 : T.P. 12.0m (対象津波: 昭和三陸地震)

釜石湾 : T.P. 6.1m (対象津波: 明治三陸地震)

唐丹湾 : T.P. 14.5m (対象津波: 昭和三陸地震)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定^{※1}した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・10地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系鶉住居川水系など^{※1}の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、16箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い3箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った4箇所^{※2}で着手。
なお、釜石市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。
- ② 平成24年度に、新たに12箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全16箇所）。
また、平成24年度内に15箇所^{※2}で本復旧完了予定。
本復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
また、今後津波の遡上^{※2}が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。
- ③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施中。
- ④ 平成23年度における成果
 - ・全箇所（16箇所）で災害査定を完了
 - ・4箇所^{※2}で本復旧に着手
- ⑤ 平成24年度の成果目標
 - ・新たに、12箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全16箇所）。
 - ・本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 15箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

下水道

- ① 箇所名：大平下水処理場（※位置図を参照）

- ② 平成 23 年度における成果
簡易処理（沈殿＋消毒）を実施。処理水は中級処理レベル。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
平成 24 年度末までに簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：平田、野田、上中島町、尾崎・佐須、箱崎白浜、花露辺、大石、鶉住居
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：花露辺地区外 12 地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。また、事業化に向けた準備が整った地区については、用地取得を行う。

（注）集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【土地区画整理】

- ① 地区名：片岸地区、鶉住居地区、東部地区、嬉石松原地区、平田地区

- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③平成24年度の成果目標
被災市街地復興土地区画整理事業を行うための事業計画作成を行う。

土砂災害対策

- ①平成23年8月末までに、市内約930箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約10箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ②最大震度6弱を観測した釜石市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の発生状況を考慮して基準を見直し、平成24年3月に通常基準への引き上げを実施。

復興施策の事業計画（大船渡市）

海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	23地区海岸
被災した地区海岸数	23地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	6地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	23地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日及び10月20日に堤防高を公表[※]。

吉浜湾 : T.P. 14.3m (対象津波：想定宮城県沖地震)

越喜来湾 : T.P. 11.5m (対象津波：昭和三陸地震)

綾里湾 : T.P. 7.9m (対象津波：想定宮城県沖地震)

大船渡湾外洋 : T.P. 14.1m (対象津波：昭和三陸地震)

大船渡湾 : T.P. 7.2m (対象津波：明治三陸地震)

大野湾 : T.P. 12.8m (対象津波：昭和三陸地震)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定[※]した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・19地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系盛川水系など^{※1}の県・市管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、13箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い3箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った5箇所^{※2}で着手。
- ② 平成24年度に、新たに8箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全13箇所）。
また、平成24年出水期（6月頃～）までに1箇所、さらに、平成24年度内に11箇所（累計12箇所）で本復旧完了予定。
本復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
また、今後津波の遡上^{※2}が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・全箇所（13箇所）で災害査定を完了
 - ・5箇所^{※2}で本復旧に着手
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・新たに、8箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全13箇所）。
 - ・本復旧の完了予定は、以下の通り
 - 出水期（6月頃～）まで：1箇所
 - 平成24年度末まで：11箇所（累計12箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

下水道

- ① 箇所名：大船渡浄化センター（※位置図を参照）
- ② 平成23年度における成果
平成24年1月に、一部通常処理を開始。

③ 平成24年度の成果目標

平成24年9月までに、全て簡易処理（沈殿＋消毒）から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

復興住宅（災害公営住宅）

① 地区名：大船渡、盛、末崎、綾里 他

② 平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。

③ 平成24年度の成果目標

用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし

集団移転促進事業計画の策定準備中地区：小細浦地区外3地区

② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③ 平成24年度の成果目標

集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

（注）集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【土地区画整理】

① 地区名：大船渡地区

② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③平成24年度の成果目標

東日本大震災にて被災した大船渡地区に被災市街地復興土地地区画整理事業を導入するため、測量調査・地質調査を行い事業計画案作成までの業務を行う。

土砂災害対策

- ①平成23年8月末までに、市内約840箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約30箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ②最大震度6弱を観測した大船渡市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の発生状況を考慮して基準を見直し、平成24年3月に通常基準への引き上げを実施。

復興施策の事業計画（陸前高田市）

海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	16地区海岸
被災した地区海岸数	16地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	6地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	16地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日及び10月20日に堤防高を公表[※]。

大野湾 : T.P. 12.8m（対象津波：昭和三陸地震）

広田湾外洋 : T.P. 12.8m（対象津波：明治三陸地震）

広田湾 : T.P. 12.5m（対象津波：想定宮城県沖地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定[※]した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・14地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系気仙川水系など^{※1}の県・市管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、

31箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い5箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った7箇所着手。うち、1箇所を完了。

- ② 平成24年度に、新たに23箇所本復旧に着手予定（累計30箇所）。
また、平成24年度内に23箇所（累計24箇所）で本復旧完了予定。
残る箇所についても、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
また、今後津波の遡上が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。
- ③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施中。
- ④ 平成23年度における成果
 - ・全箇所（31箇所）で災害査定を完了
 - ・7箇所本復旧に着手
 - ・1箇所本復旧を完了
- ⑤ 平成24年度の成果目標
 - ・新たに、23箇所本復旧に着手予定（累計30箇所）。
 - ・本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 23箇所（累計24箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

下水道

- ① 箇所名：陸前高田浄化センター（※位置図を参照）
- ② 平成23年度における成果
陸前高田浄化センターとは別位置で、通常処理と同程度の処理を実施。
- ③ 平成24年度の成果目標
本復旧は、復興計画に基づき実施する。

復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：高田、小友
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：長部地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

（注）集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【土地区画整理】

- ① 地区名：今泉地区、高田地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
都市計画決定、事業認可に向けて、測量、調査設計、地質調査等を実施する。

土砂災害対策

- ①平成23年8月末までに、市内約620箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約20箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ②陸前高田市（震度欠測）では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の発生状況を考慮して基準を見直し、平成24年3月に通常基準への引き上げを実施。

復興施策の事業計画（一関市）

復興まちづくり

【造成宅地滑動崩落緊急対策】

- ① 地区名：館地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標
滑動崩落防止のための工事を行う。